

平成24年度第1回山口県子育て文化審議会資料

○「平成25年度の子育て支援・少子化対策について」

- ・少子化の動向 P 1
- ・「やまぐち子どもきららプラン21」数値目標の進捗状況 P 2
- ・平成25年度の子育て支援・少子化対策の取組 P 4
- ・国の動向等 P10

- ◆ 山口県子育て文化審議会規則 P22

【別添】平成25年度健康福祉部当初予算の概要

【別添】子育て文化創造条例リーフレット

【別添】やまぐち子どもきららプラン21

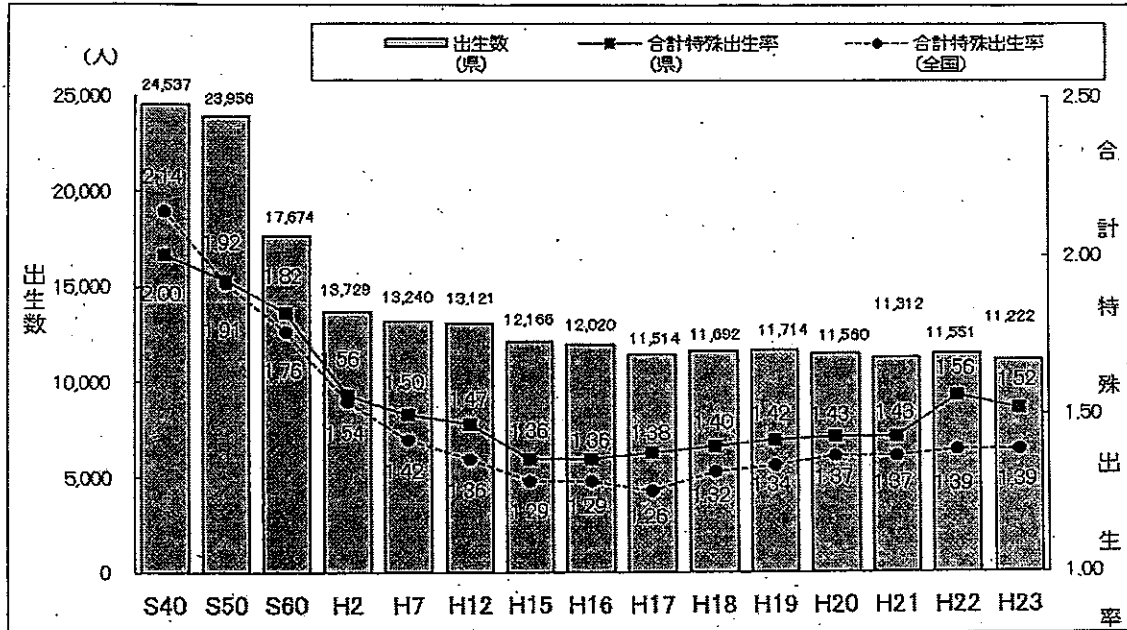
平成25年3月18日
山口県健康福祉部こども未来課

平成25年度の子育て支援・少子化対策の推進について

I 少子化の動向

《出生数・合計特殊出生率》

- 平成23年の出生数は11,222人と前年に比べて329人減少した。
- 平成23年の合計特殊出生率は、1.52と前年を0.04ポイント下回り、減少に転じた（全国で37団体が下降、順位は13位）。



合計特殊出生率の
全国順位(山口県)

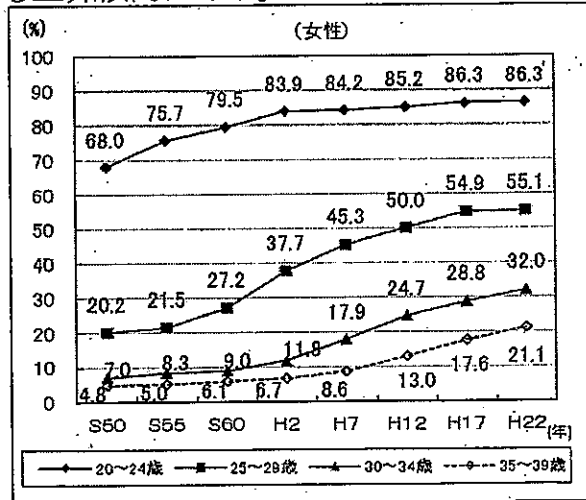
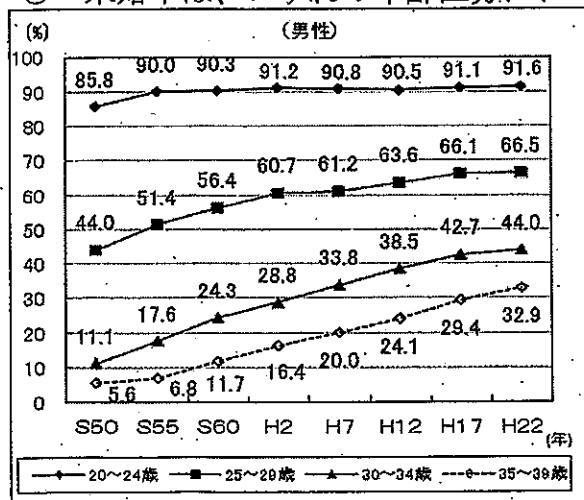
41	39	23	33	28	27	23	21	21	18	18	19	18	11	13
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率とは、1年間における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均の子どもの数に相当する。

《山口県における男女の未婚率》

- 未婚率は、いずれの年齢区分においても上昇傾向にある。



資料：総務省「国勢調査」

「やまぐち子どもきららプラン21」数値目標の進捗状況

1 概要

数値が把握できる61の指標のうち、43指標について、基準値と比べて数値が改善している。

数値が改善したもの	43	指標
現状維持	9	指標
数値が後退したもの	9	指標
プランの数値の推移が把握できないもの	3	指標

2 数値目標進捗状況 (一覧)

① 子育て文化の創造に向けた気運の醸成 (3種類3項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
県民運動サポート会員登録数	団体	256	266	300 (H26)
子育て家庭応援優待協賛事業所登録数	事業所	1,691	1,870	2,000 (H26)
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数	社	169	490	500 (H24)

② 保健医療サービスの充実と健康の増進 (11種類12項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	82.0	91.1 (H22)	増やす (H24)
十代の人工妊娠中絶実施率	‰	9.0	7.4 (H22)	減らす (H24)
十代の性感染症罹患数 (1定点当たりの報告数)	件	6.4	6.7 (H22)	減らす (H24)
1歳6か月までの麻疹ワクチン予防接種率	%	87.2	85.7 (H22)	95 (H24)
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	(小学校)	%	90.4	100 (H24)
	(中学校)	%	87.2	100 (H24)
3歳児におけるう歯のない人の割合	%	75.7	76.0	80以上 (H24)
周産期死亡率	‰	4.1	4.4 (概数)	3:4 (H24)
出生に対する低出生体重児の割合	%	10.2	9.9 (H22)	減らす (H24)
小児科医数 (小児10万人当たり)	人	88.7	88.6 (H22)	全国平均以上 (H26)
障害児等療育支援事業実施箇所数	か所	17	17	22 (H23)
重症心身障害児(者)通園事業実施箇所数	か所	3	3	4 (H24)

③ 子育て家庭への支援の充実 (2種類2項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
地域子育て支援センター・地域子育てつどいの広場の設置数	か所	110	144	150 (H26)
一時預かり (実施施設数)	か所	262	265	280 (H26)

④ 子どもの学習環境の整備充実 (14種類17項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
35人学級化実施率	(小学校)	%	100	100 (H24)
	(中学校)	%	100	100 (H24)
全国学力・学習状況調査平均	(小学校)	%	72.5 (H22)	全国平均を上回り更に向上 (H24)
正答率	(中学校)	%	66.6 (H22)	全国平均を上回り更に向上 (H24)
やまぐち教育応援団の数	事業所	513	4,866	4,000以上 (H24)
環境学習参加者数	人	54,966	64,323	55,000 (H24)
青少年国際交流事業参加者数 (累計)	人	644	690	690 (H26)
家庭教育アドバイザー養成講座修了者数	人	123	180	180以上 (H24)
おやじの会の活動団体数	団体	140	167	170以上 (H24)
企業等での家庭教育出前講座の受講者数	人	1,872	2,508	2,500以上 (H24)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値	
学校で芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合	%	31.5	33.6	増加させる (H24)	
公認スポーツ指導者数	人	345	364	400 (H24)	
総合型地域スポーツクラブの設置数	か所	33	42	50以上 (H24)	
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合 ※再掲	(小学校)	%	90.4	90.0	100 (H24)
	(中学校)	%	86.7	87.2	100 (H24)
体力テストの総合評価が平均以上の児童生徒の割合	(小学校)	%	70.5	73.6	75以上 (H24)
	(中学校)	%	76.3	79.3	80以上 (H24)
高校生の県内就職率	%	82.0	83.0	85以上 (H24)	
インターンシップを行った高校生の割合	%	38.4	37.8	55以上 (H24)	

⑤ 職業生活と家庭生活との両立支援 (14種類15項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
女性の労働力率 (30~34歳)	%	64.0	67.9 (H22)	67 (H22)
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数 ※再掲	社	169	490	500 (H24)
育児休業取得率 (男性)	%	0.3	1.1	5 (H23)
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	時間・分	47分	47分 (H18)	1時間45分 (H23)
通常保育 (受入児童数)	人	25,635	25,775	27,000 (H26)
延長保育 (実施施設数)	か所	198	208	230 (H26)
休日保育 (実施施設数)	か所	13	13	20 (H26)
特定保育 (実施施設数)	か所	7	6	10 (H26)
障害児保育 (実施施設数)	か所	179	177	200 (H26)
病児・病後児保育 (実施施設数)	か所	21	21	30 (H26)
子育て短期支援 [ショートステイ] (実施施設数)	か所	10	10	10 (H26)
子育て短期支援 [トワイライトステイ] (実施施設数)	か所	10	10	10 (H26)
ファミリーサポートセンターの数 (設置市町数)	市町	13	13	13 (H24)
放課後児童クラブ (実施施設数)	か所	310	321	325 (H26)
	(受入児童数)	人	11,363	10,963
放課後児童クラブにおける障害児の受入れ (実施施設数)	か所	125	130	165 (H26)

⑥ 地域における子育て支援の充実 (8種類8項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
地域子育て支援センター・地域子育てつどいの広場の設置数 ※再掲	か所	110	144	150 (H26)
児童館・子育て支援のための拠点施設	か所	65	70	70 (H26)
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	%	78.3	88.1	100 (H26)
放課後子ども教室数	教室	143	182	180以上 (H24)
県営住宅におけるバリアフリー戸数率	%	50.6	56.0	60 (H26)
公共的施設への適合証交付件数 (累計)	件	395	474	500 (H23)
県内バス事業者におけるノンステップバス導入率	%	20.2	27.8 (H22)	30 (H24)
3m以上の幅広歩道設置率	%	40.2	41.4	42 (H26)
都市公園面積 (1人当たり)	m ²	13.3	13.8	13.4 (H24)

⑦ 子どもの安全確保と健全育成 (7種類7項目)

指 標	単位	基準値	H23年度	目標数値
里親委託率	%	8	11.5	11 (H26)
専門里親登録世帯数	世帯	19	22	23 (H26)
養育里親登録世帯数	世帯	90	117	97 (H26)
子どもの健全育成を行っているNPO法人の認証数	団体	132	162	170以上 (H24)
不登校児童生徒の割合 (1,000人当たり)	人	12.8	10.8 (H22)	20%以上減少 (H24)
スクールカウンセラーの中学校への配置率	%	100	100	100 (H24)
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	人	38	42	60 (H26)

I 予算編成方針

—「輝く、夢あふれる山口県」の実現に向けて—

我が国は今、東日本大震災からの復興をはじめ、長引く円高・デフレ不況からの脱却と経済の再生、持続可能な社会保障制度の確立など、多くの重要課題を抱えています。

また、地方においても、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域の活力を維持・創出することが喫緊の課題となっています。

平成25年度当初予算は、こうした厳しい時代であればこそ、県民誰もが明日に希望の持てる「輝く、夢あふれる山口県」の実現に向け、これからの県づくりの基本的方向である「5つの全力」の取組を確実に、そして速やかに実行していくための予算として、新たな政権の下での国の政策とも整合を図りつつ、最大限の予算措置を講じました。

5つの全力

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 産業力・観光力の増強 | 4 県民くらし満足度向上 |
| 2 人材力の育成 | 5 山口県民力に相応しい行政システムづくり |
| 3 安心・安全力の確保 | |

1 予算の位置付け

- ◆ 「5つの全力」の取組を本格始動するための「5つの全力元年予算」
- ◆ 国の緊急経済対策に積極的に対応し、切れ目のない対策によって、県内景気・雇用の下支えに資するとともに、「5つの全力」を迅速に実行へ移すための

平成24年度補正予算と一体で編成する「15ヶ月予算」

2 2つの基本方針

(1) 「輝く、夢あふれる」県づくりの推進

強い産業力なくして明日の地域の活力は生まれないと考え方の下、「産業力・観光力の増強」を最重点課題に掲げ、産業戦略の推進に全庁を挙げて取り組むこととし、これを統括的・総合的に進めるための中核的組織として、本年4月に「産業戦略本部」を設置します。

このことをはじめとして、「5つの全力」の具現化を確実に推進していくため、新たな実現目標に向けて施策の刷新を図るとともに、本年度から取り組むべきものをしっかりと吟味し、産業戦略への集中を最優先に予算の重点配分を行いました。

(2) 県づくりを支える財政の健全化

これからの県づくりを支え得る一層強固な財政基盤を築くため、予算編成を通じ「個別事業の検証・見直し」を実施するとともに、「プライマリーバランスの黒字体質化」と「県債残高の縮減」を目標に、財政健全化に向けた取組を進めました。

また、施策推進に必要な財源確保を図るため、未利用財産の売却や事業の更なる効率化など、歳入・歳出の両面から徹底した財源確保対策に努めました。

(※主な関連事業の合計・再掲を含む)

2 人財力の育成

[H25予算] 181億12百万円

「輝く、夢あふれる山口県」を実現するための原動力は、やはり「人の力」であり、人は地域の、時代の財産です。

そしてまた、我が国の歴史にこれまで幾度も転機が訪れた際、先頭に立って、新たな時代を切り拓いてきた多くの偉大な先人方を輩出している山口県であればこそ、この地で生まれ育ち、大きく飛躍し、山口県を、さらには日本や世界を支えていくような存在としての「人財」を、地域の力でしつかりと育てていくことも、「輝く、夢あふれる」県づくりの目指すべき姿です。

これを見据えつつ、平成25年度においては、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりや、「知・徳・体」が一体となった教育の拡充、高齢者や障害者の社会参加の促進など、県政の様々な分野において、本県の「人財力」を伸ばしていくための取組を着実に進めます。

重点政策課題 (10項目)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 人財育成拠点の整備 | ⑥ 文化力の発信 |
| ② 「子育て環境日本一」の県づくり | ⑦ 現役世代のスキルアップ |
| ③ 「知・徳・体」教育の推進 | ⑧ ユニバーサルデザインの推進 |
| ④ 歴史や地域の伝統を活かした教育 | ⑨ 高齢世代の社会参加の促進 |
| ⑤ スポーツの振興 | ⑩ UJIターンの促進 |

《主な関連事業》 ※事業の所管部局は、平成25年度の組織体制に基づいて記載しています。

事業名	事業概要	予算額
① 人財育成拠点の整備 ～ セミナーパークの拠点機能を強化します ～		
新 「平成の松下村塾」 づくり推進事業 【総合企画部】 [H24: 総合政策部]	県セミナーパークを「平成の松下村塾」として位置付け、次代を創る子どもたちの「志」を育てる三世代交流教育を実施 《開催場所》 県セミナーパーク 《開催日程》 2日間 (1泊)、年4回程度 《対象者》 小学校中高学年生を含む2～3世代の家族等	(千円) 30,000
やまぐち未来創造基金を充当 (P54参照)		
② 「子育て環境日本一」の県づくり ～ 少子化対策や、ライフステージに応じた子育て支援の充実を図ります ～		
○ やまぐち子育て県民 運動推進事業 【健康福祉部】	子どもや子育て家庭を社会全体で支える環境づくりに向けた取組を実施 ○ 子育て家庭応援優待制度の推進 ○ [新] 結婚応援団フォローアップセミナー ○ [新] やまぐち子どもハッピーフォーラム 《日程》 平成25年10月予定 《場所》 防府市 《内容》 子育てに関するワークショップ こどもの学習・参加型イベント	(千円) 5,100

事業名	事業概要	予算額
-----	------	-----

妊娠から出産までの支援

新 周産期医療システム強化事業 【健康福祉部】	総合周産期母子医療センター（県立総合医療センター）を拠点とした周産期医療体制の機能を強化 ○[新]重症妊産婦・新生児の受入体制拡充 ・NICU、GCU各3床の増床等 ○周産期医療ネットワーク強化 周産期医療情報の収集・提供、相談支援、技術研修実施 等	(千円) 385,080
○ 地域周産期医療センター運営事業 【健康福祉部】	地域の周産期医療体制を確保するため、地域周産期母子医療センターの運営費を補助 《対象》徳山中央病院、山口赤十字病院、済生会下関病院	110,699
○ 健やか親子やまぐち推進事業 【健康福祉部】	先天性代謝異常や新生児の聴覚検査等の小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を実施 ○先天性代謝異常等検査(タンデムマス検査)の実施 ○新生児聴覚検査の支援 ○ハイリスク乳幼児支援強化 等	37,788
○ 不妊治療等支援事業 【健康福祉部】	出生率の向上を図るため、不妊治療費助成制度の拡充や、不妊治療に関する相談支援体制の整備を実施 ○不妊治療費助成 《対象》一般不妊治療、特定不妊治療 [拡]人工授精不妊治療 (助成期間を2年→5年に延長) ○不妊相談等支援 《実施内容》不妊・不育相談、女性健康相談 《実施機関》不妊専門相談センター・女性健康支援センター（県立総合医療センター）	132,511

子育て環境づくり

○ 保育所機能強化推進事業 【健康福祉部】	子育てが家庭が持つ様々な保育ニーズへの対応や、仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育、休日保育等を実施 ○延長保育促進事業 H24：130箇所 → H25：131箇所 ○休日保育事業 H24：13箇所 → H25：13箇所 ○保育所障害児受入促進事業 H24：5箇所 → H25：5箇所 ○病児・病後児保育事業 H24：20箇所 → H25：20箇所 ○[新]保育所等職員専門性向上研修の実施	(千円) 685,898
○ 私立幼稚園地域子育て支援事業 【総務部】	幼児教育の専門機関として、私立幼稚園が実施する教育相談等の各種子育て支援の取組に対して助成 《実施園数》H24：76園 → H25：77園	24,092

事業名	事業概要	予算額
○ 私立幼稚園預かりサポート推進事業 【総務部】	私立幼稚園が実施する預かり保育、障害児の受入れに対して助成 ○預かり保育 H24: 115園 → H25: 115園 ○休業日預かり保育 H24: 120園 → H25: 124園 ○特別支援教育 H24: 対象人数 217人 → H25: 290人	(千円) 278,726
○ 子育て支援特別対策事業 【健康福祉部】	保育士の確保、保育や地域の子育て支援の充実、社会的養護の充実等に取り組み、子どもを安心して育てることができる体制を整備 ○保育士人材確保等事業 ○保育所等整備事業 ○認定こども園事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業等	1,415,382
○ 小児医療対策事業 【健康福祉部】	県全域の小児救急医療体制を確保するため、拠点病院等における体制整備を支援 《対象》徳山中央病院、山口赤十字病院、済生会下関病院、周東総合病院、長門総合病院	170,358
○ ひとり親家庭等就業支援強化事業 【健康福祉部】	安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、母子家庭等就業・自立支援センターを中心とした就労支援を実施 ○母子自立支援相談員の配置 ○母子自立支援プログラムの策定等	7,290
○ ひとり親在宅就業訓練事業 【健康福祉部】	ひとり親を対象として、ITを活用した在宅での就業訓練を実施 《対象者》県内在住のひとり親60名 《内容》基礎訓練6月(手当50千円/月) 応用訓練6月(手当25千円/月)	69,500
子育てのための経済的支援		
○ 乳幼児医療対策費 【健康福祉部】	医療費の自己負担分を助成し、乳幼児を持つ家庭の経済的負担を軽減 《事業主体》市町 《事業対象》小学校就学前まで 《所得制限》父母の市町村民税所得割が136,700円以下の世帯 《本人負担》通院 1,000円、入院 2,000円 《給付方法》現物給付方式 《負担割合》県1/2、市町1/2	(千円) 880,299
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>所得制限については、税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除を加味して判断</p> </div>		
○ ひとり親医療対策費 【健康福祉部】	医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減 《事業主体》市町 《事業対象》ひとり親家庭の親及び児童(児童は18歳の年度末まで) 《所得制限》市町村民税所得割非課税世帯 《本人負担》通院 1,000円、入院 2,000円 《給付方法》現物給付方式 《負担割合》県1/2、市町1/2	332,156
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>所得制限については、税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除を加味して判断</p> </div>		

事業名	事業概要	予算額
○ 多子世帯保育料等軽減事業 【健康福祉部】	第3子以降3歳未満児のいる世帯の保育料を軽減 《事業主体》市町 《助成対象》第3子以降の3歳未満児が保育所等に入所している世帯 《助成内容》 保育所又はへき地保育所の入所世帯 ・国の徴収基準額表第2～4階層に属する世帯 → 無料化 ・国の徴収基準額表第5～8階層に属する世帯 → 1/2 民間保育サービス施設に入所している世帯 → 1人につき年50,000円補助 《負担割合》県1/2、市町1/2	(千円) 188,317
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 適用基準については、税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除を加味して判断 </div>		
関連予算		
○ 私立学校運営費補助 【総務部】	私立学校における教育条件の維持向上、学校運営の健全性の向上、保護者負担の軽減を図る観点から、経常的経費への助成を実施 《1人当たり単価》 ○高等学校(全日制) 337,500円 (H24同額) ○高等学校(通信制) ・狭域 58,000円 (") ・広域(県内生) 29,550円 (新規) ○中学校 261,000円 (H24同額) ○幼稚園(法人立) 183,000円 (")	(千円) 6,552,219
○ 私立高等学校等就学支援事業 【総務部】	私立高校生等のいる世帯の教育費負担を軽減するため、国の制度に沿って、就学支援金を支給	1,840,165
○ 私立高校生等特別就学補助金 【総務部】	経済的な理由により就学困難な生徒を対象として、学校法人が行う授業料等軽減事業に対して助成 (生活保護世帯は授業料を完全無償化)	79,473
○ 私立高校生等奨学事業費 【総務部】	保護者の教育費負担を軽減するため、経済的な理由により修学困難な生徒を対象に奨学金を貸与 《実施主体》山口県ひとづくり財団	182,652
○ 県立高校生等奨学事業 【教育委員会】	保護者の教育費負担を軽減するため、経済的な理由により修学困難な生徒・学生を対象に奨学金を貸与 《実施主体》山口県ひとづくり財団	80,722
○ 離島高校生修学支援事業 【教育委員会】	国制度を活用し、離島の高校生の通学費等を補助する市町に対して助成を実施 《補助率》1/2	3,000

事業名	事業概要	予算額
子どもの安心・安全の確保		
新 児童虐待対策強化事業 【健康福祉部】	児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応及び児童の保護・自立支援に至るまで、関係機関相互の切れ目のない支援体制を強化 1 発生予防 ○[新]妊産婦支援研修会の開催 ○[新]子育てに悩む親への支援 ○ハイリスク家庭見守りチームの派遣等 2 早期発見・早期対応 ○[新]児童虐待対応連携強化実践訓練 ○[新]虐待対応職員の専門性の強化 ○児童相談所における24時間365日相談体制の確保等 3 保護・自立支援 ○里親のレベルアップ研修、相談援助等 ○児童養護施設等を退所する児童の身元保証人確保対策、未成年後見人の支援	(千円) 45,680
新 ひとり親家庭生活支援事業 【健康福祉部】	児童の養育や健康面での不安等を抱えているひとり親家庭への生活支援を実施 ○生活支援講習会等の開催 ○[新]学習ボランティアの派遣	1,766
○ 放課後児童等健全育成事業 【健康福祉部】	放課後児童クラブの設置・運営を支援し、放課後における児童の安全で健やかな居場所づくりを推進 ○児童クラブの運営費補助 H24: 259箇所 → H25: 263箇所 ○児童クラブの環境整備等への補助 ○児童健全育成関係職員研修の実施	647,287
○ 児童福祉施設整備費補助 【健康福祉部】	児童クラブの整備を補助し、放課後における児童の安全で健やかな居場所づくりを推進 《対象箇所》放課後児童クラブ室 4箇所	100,352

【子育て支援・少子化対策関連予算】

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
当初予算額	32,235 百万円	26,923 百万円	25,403 百万円
対前年度比	120.8%	83.5%	94.4%

※公共事業等も含む。

■国の動向等

平成25年度予算案の概要（厚生労働省）

- ・待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域の子育て支援、児童虐待防止対策、社会的養護の充実、ひとり親家庭支援、母子保健医療対策等を推進し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。
- ・育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

1 待機児童の解消などに向けた取組

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実（4,611億円）

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大（約7万人増）を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育（保育ママ）（1万人→1.3万人）、延長保育（58.0万人→60.2万人）、休日・夜間保育（休日：10万人→11万人 夜間：224箇所→252箇所）、病児・病後児保育（延べ143.7万人→延べ171.8万人）などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実（316億円）

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、箇所数の増（26,310箇所→27,029箇所）を図る。

(3) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援（復興）（34億円）

2 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実（968億円）

① 児童虐待防止対策の推進

- ・相談機能の強化、未成年後見人制度の普及促進、児童の安全確認等のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業・資質向上事業の実施

② 家庭的養護の推進

- ・里親・ファミリーホームへの委託推進、小規模グループケア、グループホーム等への支援

③ 被虐待児童などへの支援の充実

- ・在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算の充実、職員の資質向上のための研修事業の実施

④要保護児童の自立支援の充実

- ・入所児童の資格取得に必要な経費の支給、退所者の就業支援事業の実施

(2)配偶者からの暴力(DV)防止(57億円)

- ・配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組を推進

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

- (1)ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進(98億円)
- (2)自立を促進するための経済的支援(1,823億円)

4 母子保健医療対策の推進

- (1)妊婦健康診査の公費助成
- (2)不妊治療などへの支援(92億円)
- (3)小児の慢性疾患などへの支援(165億円)

5 児童手当制度

6 仕事と育児の両立支援策の推進

- (1)両立支援に取り組む事業主への助成金の支給(67億円)
- (2)仕事と育児の両立支援に関する雇用管理改善事業の実施(4.9億円)
- (3)育児・介護休業法の円滑な施行(62百万円)
- (4)中小企業における次世代育成支援対策の推進(22百万円)

参考【平成24年度補正予算】

- ・待機児童解消のための保育士の確保 438億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する(安心こども基金)。

- ・保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

認定こども園等における保育の充実や、地域子育て支援拠点事業について子育て家庭への情報集約・提供などの「利用者支援」を行うなどの機能強化、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る(安心こども基金)。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

○ 子ども・子育て支援新制度の創設

- ・ 24年3月の少子化社会対策会議決定を経て、子ども・子育て関連3法案(※1)を閣議決定、国会提出

〔 ※1 子ども・子育て支援法案

総合こども園法案

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〕

- ・ 政府提出の3法案について、国会における精力的な審議を経て、3党合意(※2)（「社会保障・税一体改革に関する確認書」を踏まえた議員修正等が行われ、子ども・子育て関連3法が24年8月に成立。〔 ※2 民主党・自由民主党・公明党

【成立した法律】

- ・ 子ども・子育て支援法(議員修正)
- ・ 認定こども園法の一部を改正する法律(議員立法)
- ・ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(議員修正)

子育てをめぐる現状と課題について

○急速な少子化の進行

- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ

(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スイス：3.35%)

- 子育ての孤立感と負担感の増加

- 深刻な待機児童問題

- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

- 子育て支援の制度・財源の縦割り

- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可指導監督の一体化
 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき指道として委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

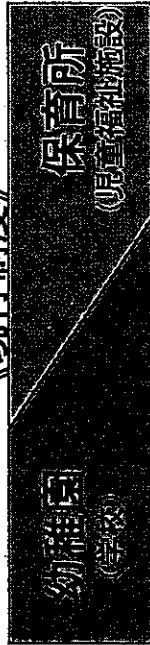
○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

《現行制度》

幼保連携型
(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

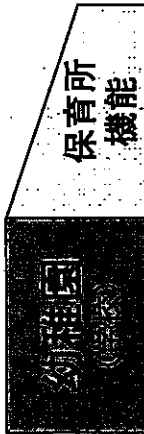
《改正後》

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(273件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ



保育所型
(122件)

※設置主体制限なし



幼稚園機能
+
保育所機能

○ 施設体系は、現行どおり
○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

※設置主体制限なし
(認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）

○ 政府の推進体制

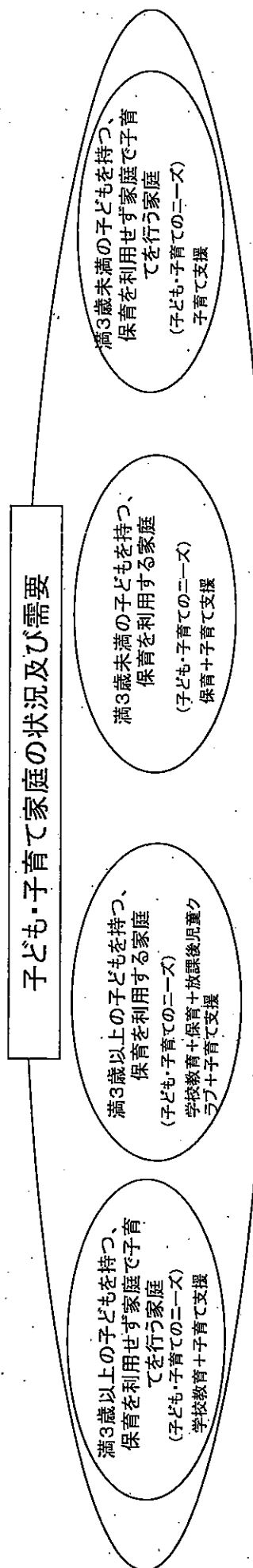
- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
= 対象※

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

放課後児童
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可を受けた施設・事業者

地方版子ども・子育て会議（子育て文化審議会）

◆役割

地方版子ども・子育て会議は、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（やまぐち子どもさくらプラン）

- ◎ 広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的対応が必要な事業等を行う。

※「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村を支援

、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び記載事項を法定

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 特定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

◆子ども・子育て関連法本格施行までのスケジュール案（県）

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な国の動き(想定)	法律公布(8/22)	子ども・子育て会議の設置	4月消費税8%に引き上げ(※注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(※注2) 10月消費税10%に引き上げ
実施体制		必要な体制の構築		実施体制の整備
やまぐち子どもきららプラ ン21		地域版子ども・子育て会議の設置		
都道府県子ども・子育て 支援事業支援計画		会議での検討・ニーズ調査 地域懇談会	計画策定・パブコメ・確定	計画に基づく事業の実施
幼保連携型認定こども園 の認可			幼保連携型認定こども園基準条例の制定	
保育所の認可			認定こども園審議会の設置	認可手続き
財政措置		子ども・子育て会議開催経費・計画策定経費	保育所緊急確保事業実施経費	児童福祉審議会の意見聴取 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て事業経費
市町の指導・連携・調整				
その他		新制度の一般的内容の周知・広報	新制度に関する利用手続きなどの詳細の周知・広報	

※注1：消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。 ※注2：本格施行の時期については、実際の消費税引上げ時期を踏まえて検討。

山口県子育て文化審議会規則

(平成19年山口県規則第91号)

(趣旨)

第1条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例（平成19年山口県条例第46号）第17条第4項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下この条例において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。（公布の日：平成19年10月12日）